

**静岡県告示第94号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年6月21日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮線	富士宮市小泉字谷戸487番の11から 富士宮市小泉字荻間611番の6まで	令和元年6月21日

=====

**静岡県告示第95号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年6月21日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉沢金谷線	菊川市倉沢字寺段97番の5から 菊川市倉沢字勝平843番の5まで	令和元年6月21日